

宜野湾市監査委員告示第 2 号

地方自治法第199条第7項の規定により定期監査の結果について、同条第9項の規定によりその結果を次のとおり公表する。

平成22年2月24日

宜野湾市監査委員

米 須 厚

大 城 政 利

1. 監査の期間

平成22年1月12日から2月23まで

2. 監査の対象団体

指定管理者 アクト総合サービス株式会社

3. 監査の範囲

市の財政援助に係るもので、平成20年度の出納に関する事務の執行について

4. 監査の結果について

宜野湾海浜公園内の区域の一部及び宜野湾市産業展示館の指定管理における平成20年度収支決算額の赤字は、宜野湾トロピカルビーチの利用者に対するサービスをより向上させるため職員を増員させたのが主な要因である。職員の増員については、宜野湾市(施設管理課)には事後において報告をしているが、宜野湾海浜公園内の区域の一部及び宜野湾市産業展示館の管理運営に関する協定第12条第2項では「不測のリスクが生じた場合は、甲乙協議の上リスク分担を決定するものとする。」となっていることから、事業計画書で示した以外の不測のリスクが発生した場合は、甲(宜野湾市)に対する事前の協議が必要であるので、今後、協定書の遵守に努めてもらいたい。

また、その場合は、甲乙それぞれの記名・押印がなされた協議書の作成が必要である。